

私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書

私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「私立高等学校等」という。）は、独自の建学の精神に立脚して、新しい時代に対応した特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国では、グローバル人材育成への対応と教育におけるICT化の推進の観点から、「新しい教育」の展開に向け、様々な教育改革が進められている。

しかしながら、私立高等学校等の経営は、学費負担における公私間格差や少子化による生徒数の大幅な減少等の影響もあり厳しい状況を迎えている。

公教育の将来を考えると、公私あいまつての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも応えうるものである。

そのためには、私立学校振興助成法第一条に規定する教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

加えて、去る六月、政府において経済財政運営指針、いわゆる「骨太の方針二〇一七」において、人材育成・教育を明記し教育無償化の取組について閣議決定したところである。

よって、国会及び政府におかれては、私立高等学校等における教育の重要性を認識され、教育基本法第八条の「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、私立高等学校等の教育環境の整備充実やその保護者の経済的負担の軽減のための就学支援制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年九月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿  
参議院議長 伊達忠一殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
財務大臣 麻生太郎殿  
総務大臣 野田聖子殿  
文部科学大臣 林 芳正殿